

(仮訳)

2015年2月26日

プレス・リリース

「金融市場インフラのための原則」の実施状況のモニタリング：欧州連合、日本および米国の清算機関および取引情報蓄積機関に関するレベル2評価

決済・市場インフラ委員会（CPMI）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「金融市場インフラのための原則」（以下「FMI原則」）の実施に向けた進捗に関し、選ばれた3つの法域に関する評価報告書を公表した。

これらの評価報告書は、欧州連合（EU）、日本および米国の清算機関（CCP）および取引情報蓄積機関（TR）に関するFMI原則に定める原則の実施状況に焦点を当てている。これらの評価報告書は、各法域の法規制またはオーバーサイトの枠組みの中身が、FMI原則に照らして、どの程度完全に整合的かに関する相互評価（ピア・レビュー）に基づいている。CPMIおよびIOSCOは、とりわけG20が合意した店頭デリバティブ市場にかかる規制改革の中でCCPとTRがますます重要な役割を果たしていることを踏まえ、FMI原則の実施状況のモニタリングが極めて重要であると考えている。

これらの評価報告書は、2014年4月18日時点における、各法域の法規制またはオーバーサイトの枠組みに基づいて記述されている。

評価報告書は、3つの法域において、全般的には、各法域の法規制またはオーバーサイトの枠組みによって原則が順調に実施されてきていることを示している。これは、特にCCPについて明白であり、各法域は、システミックに重要なCCPに適用される原則の全てまたは大部分を完全かつ整合的に実施するための枠組みを概ね構築している。TRに適用される原則の完全かつ整合的な実施に向けた進捗には、法域毎にばらつきがみられる。評価報告書は、適切と認められた場合には、ギャップを特定し、それを改善するための勧告を行っている。

他の法域や他の金融市場インフラを対象としたレベル2評価作業は、2015～2016年に計画されている。

注記

1. 支払・決済システム委員会（CPSS）は、2014年9月1日に決済・市場インフラ委員会（CPMI）へ名称を変更した。CPMIは、支払・清算・決済、その他の仕組みの安全性と効率性を促進している。そして、これを通じて、金融の安定および経済全体を支援している。CPMI事務局は、国際決済銀行（BIS）内に置かれている。CPMIに関する情報およびCPMIの公表物は、BISのウェブサイト（<http://www.bis.org/cpmi>）より入手可能である。
2. IOSCOは、証券監督当局のための国際政策フォーラムである。同機構は、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としている（<http://www.iosco.org>を参照）。
3. 両委員会（CPMIおよびIOSCO）とも、金融安定理事会（FSB）により国際基準設定主体として承認されている。
4. CPMIおよびIOSCOは、FMI原則の実施状況を3段階でモニタリングしている。すなわち、実施プロセスのステータスの評価に関するレベル1、実施された枠組みの完全性とFMI原則との整合性の評価に関するレベル2、および実施された枠組みが整合的な結果に繋がっているかの評価に関するレベル3である。CPMIおよびIOSCOによるFMI原則の実施状況のモニタリングに関する詳細（公表済みのレベル1評価報告書を含む）は、[こちら](#)を参照。